○国土交通省告示第三百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

藤城川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から九十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道亀田郡七飯町

字藤城

一六九番二
一六八番三
一六八番一
一六七番
一六六番
一六三番
一六三番地先河川敷
二八五番一地先河川敷
二八六番一地先河川敷
二八七番地先河川敷
二八八番一地先河川敷
二八九番六地先河川敷
二八九番四六地先河川敷
二八九番四二地先河川敷
二八九番四一地先河川敷
二九七番一地先河川敷
二九七番五
二九九番二
三〇一番一地先河川敷
三〇二番一地先河川敷
三〇二番一
三〇二番六地先河川敷
三〇二番二地先河川敷
三九三番三地先河川敷
三九四番三
三九四番一
四〇一番三地先道路敷
四〇一番三地先河川敷
二四一番一
二四三番一
二四三番一一
二四三番一地先道路敷
二四六番一地先河川敷
二三九番一
二三九番二四
二三九番一二
二三六番一地先河川敷
二三四番一地先河川敷
二三六番二地先河川敷
二三三番一地先河川敷

字上藤城

一号
二号
三号
四号、九号、十四号及び九十五号
五号
六号及び九十三号
七号、八号及び九十二号
九号及び十号
十一号及び十二号
十三号から十六号まで
十七号
十八号及び十九号
二十号
二十一号
二十二号
二十三号及び二十四号
二十五号
二十六号
二十七号
二十八号及び二十九号
三十号及び三十二号
三十一号
三十三号
三十四号から三十六号まで
三十七号
三十八号
三十九号及び四十号
四十一号から四十三号まで
四十四号
四十五号、五十一号及び五十二号
四十六号
四十七号及び四十八号
四十九号
五十号
五十三号及び五十四号
五十五号及び五十六号
五十七号から六十号まで、六十三号及び六十四号
六十一号及び六十二号
六十五号
六十六号から六十八号まで
六十九号
七十号及び七十一号
七十二号
七十三号
七十四号から七十六号まで
七十七号及び七十八号
七十九号
八十号
八十一号
八十二号
八十三号及び八十四号
八十五号
八十六号
八十七号
八十八号及び九十一号
九十二号
九十三号
九十四号及び五号
六号
七号から九号まで
十号
十一号
十二番
一九〇〇番
一九一二番

○国土交通省告示第三百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地を解除する。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十六年建設省告示第二千五十号で指定した同号二四に掲げる土地のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

福井県三方上中郡若狭町小原

一七号道ノ上　一七番一
一六番二地先道路敷
一番
二五号新奥谷
二番
三二号奥谷
三七番二
三七番一
三八番一
三八番一地先水路敷
三八番二
三八番二地先道路敷
三三号北山
三八番三
一番
一八九八番
一八八番三
一八八六番
四号及び五号
六号
一八八五番
二号
一八八九番地先道路敷
三号
一八八七番
一九〇五番
一号
一九〇番
一九一二番
十一号
一、二号、二十七号及び二十八号
二十六号
十一号及び十二号
十号
七号から九号及び十三号
十四号及び十五号
四号から六号まで及び十七号
十八号
二十一号及び二十二号
十九号、二十号及び二十三号から二十五号まで
十六号
三号